

2020. 3. 17

国家観光発展委員会の発表（ビザの有効期限及び無査証滞在期間の延長）について
（新型コロナウイルス関連）

- 3月17日、当地国家観光発展委員会は公式ホームページにおいて、ウズベキスタンに滞在する外国人のビザの有効期限が4月10日まで自動延長されること、また、一定期間、ビザを取得せずに滞在が認められている外国人について、その許可されている滞在期間が終了する場合、例外的に4月10日まで滞在を認めること等を発表しました。
- 同委員会はまた、新型コロナウイルス対策として全ての外国との航空路線、陸路国境を閉鎖したことに伴い、ウズベキスタン国内の外国人の帰還及び海外に滞在するウズベキスタン国民の帰国のためにチャーター便を運航するための作業を進めていると発表しています。
- 上記に関連して、当館ではウズベキスタン政府に対して在留邦人の皆様の本邦への帰還を目的とする特別チャーター便の運航を鋭意求めております。運航が確定した場合のチャーター便に関する情報や必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、現在、当地に滞在中の方におかれましては、情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 発表内容は以下のとおりです。

- (1) 3月16日より、ウズベキスタンと全ての外国との航空路及び自動車道が一時的に封鎖されたことに関連し、ウズベキスタンに滞在している外国人の母国への帰還及び諸外国に滞在しているウズベキスタン国民の帰還を目的としたチャーター便の運航に関する作業が進められている。
- (2) 3月17日、閣僚会議内のウズベキスタンへの新型コロナウイルス侵入及び拡大防止措置プログラム策定特別共和国委員会において、一連の措置が承認された。
- (3) 決定文書によると、(ウズベキスタン政府による) 検疫実施期間に該当する観光目的の国内移動を含むチケットを払い戻す場合、解約手数料及び遅滞なく、全額を返金する措置が講じられる。
- (4) ウズベキスタンに滞在する外国人のビザの有効期限は、自動的に本年4月10日まで延長される。 また、一定期間、ビザを取得せずにウズベキスタンに入国する権利を有する外国人に対しても、(無査証で滞在できる期間が終了する場合) 例外的にウズベキスタンに4月10日まで滞在することが認められる。
- (5) 今次状況に置かれた外国人に対し、いかなる措置(当館注：罰金等を指す)も講じられない。 上記決定に基づき、宿泊施設の責任者は現状に鑑み、外国人の宿泊の受け入れの際にいかなる問題も生じないようにすることが求められる。

2 上記に関連して、当館ではウズベキスタン政府に対して在留邦人の皆様の本邦への帰還を目的とする特別チャーター便の運航を鋭意求めております。運航が確定した場合のチャーター便に関する情報や必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、現在、当地に滞在中の方におかれましては、情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903